

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
障害福祉サービス

重要事項説明書

(指定生活介護事業所 苅田学園)

「指定生活介護事業所 苅田学園」重要事項説明書

当事業所(苅田学園)では、利用者へ「生活介護」を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付等の障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者2
2. 利用事業所2
3. サービスに係る設備等の概要 2
4. 従業員の配置状況 3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減 4
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について 7
7. 苦情の受付について 7

社会福祉法人 光和苑

(苅田学園)

当事業所は福岡県の指定を受けています。

(平成23年7月1日指定)

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 光和苑
所在地	福岡県京都郡苅田町大字稲光1225番地
電話番号	0930-23-5885
代表者氏名	理事長 高村 巨人
法人の設立年月	平成10年1月30日

2. 利用事業所

事業所の種類	平成23年7月1日指定 福岡県 4017300015
事業所の名称	指定生活介護事業所 苅田学園
主たる対象者	知的障がい者
事業所の所在地 と連絡先	福岡県京都郡苅田町大字稲光1248番地の1 0930-23-8346
[施設長(管理者)]	有吉 剛史
[サービス管理責任者]	木村遼 石田由佳 馬場正恵
事業の目的及び運営の 方針	自立した社会生活が営めるように愛情を持って支援し、地域社会とのふれあいで理解と協力を得ながら能力の向上に努め、より豊かな人生が送れるよう支援する。
事業所の開設年月日	平成10年11月1日
定員	130人

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 施設・設備の概要

施設・設備の種類	生活介護事業	備考
訓練・作業室	3室	冷暖房、テレビ他
相談室	1室	冷暖房
洗面所、便所	8	
消火その他災害対応	スプリンクラー、消火栓、消化器他	
(その他の設備等)	医務室、娯楽室、多目的ホール他	洗濯機、乾燥機

* 当事業所では、前項の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、苅田学園「生活介護」のサービス提供において設置が義務づけられている施設・設備です。利用については、利用者にご負担いただく費用はありません。

(2)施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①施設内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用者により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- ②喫煙は決められた場所でお願いたします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。

4. 従業員の配置状況

従業員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して「生活介護」を提供する者として、下記の職種の従業員を配置しています。

《主な従業員の配置状況》

職 種	員 数
1. 施設長(管理者)	1名
2. サービス管理責任者	2名以上
3. 医師	1名
4. 看護職員	1名以上
5. 生活支援員	20名以上(常勤換算)
6. 栄養士	1名以上

《主な職種の勤務体制》

職種	生活介護事業 (苅田学園)
	サービス提供時間(8:30~17:00)
1. 生活支援員	8:30~17:00
2. 看護職員	8:30~17:00
3. 栄養士	8:30~17:00
4. 医師	毎月1回

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第4条、第5条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ①介護給付費等から給付されるサービス
- ②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

次頁に表示のサービスについては、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）ので、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます（ただし、負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません）

《サービスの概要》

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として当事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

i 「支援」—適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活の充実のための支援等を提供します。

- …排泄の自立に必要な支援や、おむつの交換を行います。
- …離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います。
- …入浴または清拭を行います。

* 利用者の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。

ii 「食事の提供」

- …利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障がいの特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。当事業所の食事時間は次のとおりです。* 昼食(11:25～12:30)

iii 「健康管理」

- …常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上行います。

○嘱託医師による診察・治療

氏名: 池田 良一

診療科: 外科・内科・消化器科

診察日：毎月1回

* 利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

協力医療機関：小波瀬病院(総合)

苅田内科・整形外科クリニック(内科、整形外科)

小倉南歯科医院(歯科、小児歯科、口腔外科他)

* 利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

iv「相談及び支援」

・・・常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。

また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、支援等を行い、常に連携をはかります。

《サービス利用料金》

サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割＝利用者負担)と食費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。

* ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額及び食費といたします。

●基本的なサービス提供にかかる利用料金

(1)1日あたり

内 訳	金 額
1. 食事にかかる本人負担額(おやつ代60円含む)	610円
2. 光熱水費にかかる本人負担額	—

●その他のサービスにかかる利用料金

(2)1回のご利用ごとにお支払いいただくサービス

ご利用サービス	利用料金
1. 理・美容サービス	実費
2. 教養娯楽費等	実費
3. 日常生活上必要な諸経費	実費

《個人情報の開示》

利用者の個人情報については、その扱いを慎重にします。但し、医療に関する場合や法律上やむを得ない場合には、これを第三者に開示する事があります。

《施設内において発生した事故》

残念ながらご利用中防ぐ事が困難な事故が発生する場合があります。施設内で発生したという理由のみでは施設側は事故の責任を負いかねます事をご理解下さい。

〔生活介護サービス等を利用されなかった場合の対応について〕

* 生活介護の通所による(施設入所支援を利用しない)利用者が、何らかの理由で生活介護サービスを利用されなかった場合には、①家庭等への訪問による相談・支援、②電話等による相談・支援を実施しています。その場合にお支払いただく1日あたりの利用料金は、下記のとおりです。

①家庭等への訪問による相談支援(月2回まで)

内容	欠席時の対応<訪問>	備考
サービス利用料金	月2回を限度として、1回あたり ①1時間まで 187円 ②1時間を超えた場合 280円	本書6.参照

②電話等による相談・支援(月4回まで)

内容	欠席時の対応<電話等>	備考
サービス利用料金	月4回を限度として、1回あたり 94円	本書6.参照

〔サービス利用を取り消し(キャンセル)した場合の食費について〕

* 利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。

* なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、キャンセル料をいただきます。

食事キャンセル料(食費の原材料費相当額)	1日あたり	200円
----------------------	-------	------

(2) (1)以外のサービス

下記①～④のサービスについては、介護給付費等の給付対象とならないため、所定の料金をお支払い頂きます。なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

- ①特別なサービスの提供とこれに伴う費用(実費)
- ②介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用(実費)
- ③その他

(3)利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに

下記の方法でお支払い下さい。

銀行口座からの引き落とし

指定金融機関: 福岡京築農業協同組合(苅田支店)

・手数料はかかりません。

6. 利用者が生活介護サービス等を利用されなかった場合の対応について

通所により当事業所を利用されている利用者が、何らかの事情によりサービスの利用を取り消された場合等の対応は以下のとおりです。(契約書第 13 条参照)

サービスの利用をされなかった場合には、利用者及び家族の同意のもと、ご自宅等への訪問や電話等による相談・支援を行います。

①家庭等への訪問による相談・支援

常時サービスを利用されている利用者が、心身の状況の変化等により 5 日以上連続して利用されなかった場合、利用者の同意の下、その方のご自宅を訪問して、引き続きサービスをご利用いただくための支援や個別支援計画の見直し等を行います。

②電話等による相談・支援

急遽サービス利用を取り消された場合等、ご自宅等にお電話し、安否確認を含め必要な相談・支援を行います。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第 7 条第 6 項参照)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写等の諸費用は、実費となります。)

* 当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
- (2) サービス提供の具体的な内容
- (3) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- (4) 利用者からの苦情の内容
- (5) 事故の状況及び事故に際しての対応
 - ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
 - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、8:30~17:00です。(土日祝祭日を除く)

8. 苦情解決のための措置について(契約書第 16 条参照)

(1) 当事業所における苦情・相談の受付

当事業所における苦情・ご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 木村遼 石田由佳

○受付時間 8:30~17:00(土日、祝祭日、年末年始を除く)

○苦情解決責任者 有吉剛史

○第三者委員 宮下直美 電話番号 090-4359-2066

平野文男 電話番号 090-2508-8113

・受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 当事業所以外の苦情・相談窓口

・福岡県運営適性化委員会 福岡県春日市3丁目1番地7 クローバープラザ4階
直通電話番号:092-951-3511

FAX番号:092-584-3790(受付時間:平日午前8:30~午後5:00まで)

・苅田町役場 地域福祉課 福岡県京都郡苅田町富久町1-16-1

直通電話番号:093-434-1039

FAX番号:093-435-0023

・各市町村給付決定窓口

電話番号:

FAX番号:

9. 虐待防止のための措置について

(1) 当事業所における虐待の相談受付

当事業所における虐待に関するご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○虐待防止受付担当者 木村遼 石田由佳

○受付時間 8:30~17:00(土日、祝祭日、年末年始を除く)

○虐待防止対応責任者 有吉剛史

○第三者委員 宮下直美 電話番号 090-4359-2066

平野文男 電話番号 090-2508-8113

・受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 当事業所以外の虐待・相談窓口

・福岡県運営適性化委員会 福岡県春日市3丁目1番地7 クローバープラザ4階
直通電話番号:092-951-3511

FAX番号:092-584-3790(受付時間:平日午前8:30~午後5:00まで)

・苅田町役場 地域福祉課 福岡県京都郡苅田町富久町1-16-1

直通電話番号:093-434-1039

FAX番号:093-435-0023

・各市町村給付窓口

電話番号:

FAX番号:

・第三者評価の実施 有 ・ 無

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項、の説明を受け、生活介護事業に関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

身元引受人又は代理人(本人と共に契約を確認した親族、又は成年後見人等)

住所

氏名

印 (続柄)

令和 年 月 日

生活介護事業に関するサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

氏名

印

事業所

福岡県京都郡苅田町大字稲光 1248-1

社会福祉法人 光和苑

障害者支援施設 苅田学園(生活介護)

施設長 有吉剛史 印

